



区内で引越された皆様へ



転居届は区役所 1 階 13 番窓口にて提出してください。

住民票の転居届をされた方で、次の項目に該当される方は担当において手続きを行ってください。

外国籍の方は特別永住者証明書または在留カードをお持ちください。

※ 正当な理由がなく14日以内にお届けをされない場合は、過料が科される場合があります。

手続が必要な方	手 続 内 容
印鑑登録をされている方	印鑑登録証は、引き続きご使用いただけますので、現在お持ちの印鑑登録証により、印鑑登録証明書をご請求ください。 1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963
住民基本台帳カード個人番号カードをお持ちの方	券面記載事項の変更が必要ですので、転居届の際に、各カードをご持参ください。 (カード名義の方の4桁の暗証番号の入力が必要になります。) 住所の変更に伴い電子証明書が失効します。再度電子証明書が必要な場合は、窓口で電子証明書の発行申請を行ってください。(申請には、署名用電子証明書番号の入力が必要です。ご本人が来庁いただくか、申出により区役所から発送する回答書を代理人がご持参ください。) ※個人番号カードの住所変更にお時間がかかりますので、ご了承ください。 カード手続きまでお待ちいただく目安時間【 分】 1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963
国民健康保険に加入されている方	・窓口での手続きは不要です。ただし新たに加える場合は手続きが必要です。 後日(1週間程度)資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ※マイナンバーカードへ登録されている方は資格情報のお知らせを普通郵便にて送付します。 ・変更後の資格確認書等について、ご相談のある方は届出時にお申し出ください。 住民異動届の控えをお渡ししますので、15番窓口(保険担当)の番号札をお取りいただき、ご相談ください。 ・現在の世帯から分かれて転居する場合は、後日(1週間程度)資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ・住所地特例施設より転居する場合、手続きが必要となることがあります。 詳しくは窓口サービス課(保険年金:保険)へお問い合わせください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	・窓口での手続きは不要です。 後日(1週間程度)資格確認書を簡易書留にて郵送します。 ・住所地特例施設より転居する場合、手続きが必要となることがあります。 詳しくは、窓口サービス課(保険年金:保険)までお問い合わせください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956
各種医療証をお持ちの方	各種医療証をお持ちの方は、住所変更が必要です。 重度障がい者医療証 1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857 子ども医療証、ひとり親家庭医療証 3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065 肝炎治療受給者証をお持ちの方は、住所変更が必要です。 詳しくは、保健福祉課(保健)へお問い合わせください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
児童手当・児童扶養手当を受給しておられる方	児童手当・児童扶養手当の住所変更の手続きが必要です。 詳しくは、保健福祉課(子育て教育)へお問い合わせください。 3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065

裏面もご覧ください

手続が必要な方	手 続 内 容
敬老優待乗車証 をお持ちの方	手続きは不要です。 詳しくは保健福祉課(高齢担当)へお問い合わせください。 1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859
各種手帳、障がいに関する手当、 障がいサービスご利用の方	特別障がい者手当、特別児童扶養手当等、障がいに関係ある手当を受給されている方、障がいサービスご利用の方、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等をお持ちの方は、住所変更が必要です。詳しくは、保健福祉課(障がい担当)へお問い合わせください。 1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857 公害医療手帳、被爆者手帳をお持ちの方は、住所変更が必要です。詳しくは、保健福祉課(保健)へお問い合わせください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
緊急通報システム をお持ちの方	緊急通報システムの住所変更手続きをしてください。 詳しくは、保健福祉課(高齢担当)へお問い合わせください。 1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859
小・中学校に通う お子様がられる方	【公立の学校】 ・転校される方 通学しておられた学校で転退学の手続きを行い、在学証明書などを受領したのち、区役所窓口で提示し、就学通知書をお受け取りください。 新しい学校には、就学通知書と前の学校で受け取られた在学証明書などの書類を提出してください。 ・通学しておられた学校へ引き続き通学を希望される方 住民票の異動手続きの際に、担当者へお申し出ください。 【公立以外の学校】 ・通学しておられた学校へ引き続き通学される方は、お手続きの必要はありません。 1階 14番 窓口サービス課(就学) 電話 6930-9087
乳幼児がられる方	乳幼児健診(3歳児健診まで)が済んでおられない方は、保健福祉課(保健)にご連絡ください。 必要なもの:母子手帳 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
介護保険証を をお持ちの方	後日、住所変更後の介護保険証を郵送します。 詳しくは、保健福祉課(介護保険)へお問い合わせください。 1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859
犬を飼われている方	飼い犬の所在地変更手続きが必要です。 詳しくは、保健福祉課(生活環境)へお問い合わせください。 2階 23番 保健福祉課(生活環境) 電話 6930-9973

城東区に関する情報は、城東区役所ホームページをご覧ください

(<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/>)

☆スマート申請(必要な手続きの検索・判定、申請に必要な持ち物の確認、申請書の記入省略など)

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000605175.html>)

☆大阪市行政オンラインシステムでの受付予約を行っています

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000607559.html>)

☆本人通知制度のご案内 ～第三者への交付をお知らせします～

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000289733.html>)

※ ご不明な点は各担当へお問い合わせください。